

平成 21 年度 新丸山ダム基本計画検討業務

特記仕様書

第 1 条 適用範囲

本特記仕様書（以下「特仕」という。）は、国土交通省新丸山ダム工事事務所が実施する「平成 21 年度基本計画検討業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

本業務に適用する共通仕様書は「設計業務等共通仕様書 中部地方整備局（平成 21 年 4 月）」（以下「共仕」という。）とする。

第 2 条 業務目的

本業務は、木曽川水系河川整備基本方針および河川整備計画を踏まえた新丸山ダムの洪水調節方法の検討を行うとともに、昭和 58 年 9 月洪水に対する新丸山ダムの洪水調節効果を整理・検討し、ダム基本計画の検討に資することを目的とする。

第 3 条 業務内容

（1）計画準備

本業務の実施にあたり、業務の目的、内容を十分把握し、業務計画書を作成する。

（2）洪水調節方法の検討

①予備放流の検討

平成 20 年度新丸山ダム基本計画検討業務（以下「平成 20 年度業務」という。）までの予備放流に係る検討結果を踏まえ、新丸山ダムにおいて実施可能な予備放流方法を複数案検討し、安全性、操作性、経済性、効果等の観点から比較検討する。

なお、予備放流のためのゲート形状の変更は原則を行わないものとすると共に、比較検討する際の効果はマイナスの効果についても整理・検討すること。

②河川整備基本方針における洪水調節方法の検討

平成 20 年度業務で実施した河川整備計画（昭和 58 年 9 月洪水対応）における洪水調整方法の検討結果を踏まえ、河川整備基本方針における最も効率的・効果的な洪水調節方法を検討する。

（3）昭和 58 年 9 月洪水に対する新丸山ダムの洪水調節効果の整理・検討

検討・対象区間は、大井ダム下流から河口までとする。

①昭和 58 年 9 月洪水の被害発生メカニズム等の整理・検討

昭和 58 年 9 月洪水時の水文データや河道内外の被害発生状況等を、既往の資料や関係者ヒアリング等から整理し、被害の発生メカニズムを明らかにする。

併せて、その後に実施した全ての対策工事（河川改修やダム建設だけでなく、関西電力^{（株）}等が実施したものを含む）を整理する。

②新丸山ダムの洪水調節効果の検討

昭和 58 年 9 月洪水と同様の洪水が発生した場合の、新丸山ダム建設前後（建設前は①で整理した対策工事を前提条件とする）の発生被害を想定する。

なお、発生被害の想定に際しては、破堤条件等を比較・検討したうえで、氾濫シミュレーション計算等を行い、被害額も算定すること。

（4）報告書作成

本業務での検討結果を取りまとめ、報告書等の作成を行うものとする。

なお、第 1 章は業務概要とし、業務成果を簡潔に取りまとめることとする。

また、作成にあたっては目的・検討方針・結果等の経緯を記載する等し、具体的かつ

客観的となるよう工夫することとする。

第4条 資料の貸与

共仕第 1112 条及び同第 2307 条第 3 項に示す委託者の貸与する資料は下記のとおりとする。

- 1) 平成 20 年度 新丸山ダム基本計画検討業務報告書
- 2) 平成 19 年度 新丸山ダム基本計画検討業務報告書
- 3) 平成 18 年度 新丸山ダム基本計画検討業務報告書

第5条 打合せ

共通仕様書第 1110 条の 2 の「業務の区切り」は以下のとおりとし、打合せ場所は新丸山ダム工事事務所とし、打合せ回数は 5 回を予定している。

なお、業務着手時及び業務完了時の打合せには管理技術者が出席するものとする。

なお、本業務を予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約がなされた場合については、全ての打合せに管理技術者が出席するものとする。ただし、全ての打合せに管理技術者の出席するために要する費用は受注者による負担とし、契約変更の対象としない。

また、打合せ時に業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査員による履行確認を行うものとする。

- 1) 業務着手時
- 2) 中間時（3 回を想定）
- 3) 成果品納入時

第6条 電子納品

本業務は電子納品対象業務とする。

電子納品とは、調査、設計、工事等の各業務段階の最終成果を「土木設計業務等の電子納品要領（案）〔平成 20 年 5 月〕」（http://www.nilim-ed.jp/index_dl.htm）〔以下、「要領」という〕に示されたファイルフォーマットに基づいて作成された電子データで納品することをいう。

なお、書面において署名又は押印が必要な場合や電子データ化が著しく困難と判断される一部の検査証明書の取扱については、調査職員と協議するものとする。

また、下記の項目について、業務着手前に調査職員と協議すること。

- ①電子納品の対象とする書類とそのファイル形式
- ②業務中の書類の取り扱い
- ③検査時の対応

第7条 成果品の提出

成果品は、「要領」に基づき作成した電子データを電子媒体（CD-R）で 2 部提出する。「要領」で記載がない項目については、原則として成果を電子化して提出する義務はないが、調査職員と電子化の是非について協議するものとする。

尚、公印が必要な品質証明書等の原本性の確認が必要となるものは、検査時に検査官に提示出来るよう整理するものとする。

成果品の提出先は、新丸山ダム工事事務所 調査・品質確保課とする。

成果品の部数については、以下のとおりとする。

- 1) 成果報告書（CD-R）
- 2 部

第8条 写真の提出

写真は、「デジタル写真管理情報基準(案) 平成20年5月(http://www.nilim-ed.jp/index_dl.htm)」に基づき提出するものとする。

第9条 管理技術者

「共仕」第1106条第3項の「業務に該当する部門」は、「建設部門」とする。

管理技術者は、平成11年度以降に完了した以下に示す同種業務において1件以上の実績を有さなければならない。

同種業務：ダム治水計画（洪水調節計算）

第10条 T E C R I S完了登録済みデータに対する訂正及び削除

共仕第1109条に規定する「業務カルテ」について、完了後において訂正又は削除を行う場合において、新丸山ダム工事事務所の確認を受けた上で、（財）日本建設情報総合センターへ登録申請するものとする。

また、（財）日本建設情報総合センター発行の「業務受領カルテ」が届いた場合は、その写しを事務所に提出しなければならない。

第11条 再委託

1. 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、共仕第1127条第1項に示すほか、下記にあげるものとする。

①予備放流の検討

②河川整備基本方針における洪水調節方法の検討

2. 共仕第1127条第4項に規定する書面に記載すべき事項は下記のとおりとする。

①再委託の相手方の住所及び氏名並びに当該再委託の相手方が行う業務の範囲

②再委託の相手が再々委託を行うなどの複数の段階で再委託が行われるときには、当該複数の段階の再委託の相手方住所及び氏名並びに当該複数の段階の再委託の相手がそれぞれ行う業務の範囲

3. 契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、「共仕」第1127条第2項に規定する部分の他、以下に示すものとする。

①計算処理（単純な電算処理に限る）

②データ入力

第12条 行政情報流出防止対策の強化

1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。

2. 受注者は、別紙「業務における行政情報流出防止対策の基本的事項」を遵守しなければならない。

3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第13条 疑義

管理技術者は、本特記仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議して定めるものとする。

業務における行政情報流出防止対策の基本的事項

(関係法令等の遵守)

第1条 行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

第2条 受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

第3条 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

2 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。

3 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

第4条 受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

第5条 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置するものとする。

2 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策

ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策

ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)

第6条 受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用

ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用

ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存

ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送

ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

第7条 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

2 この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置を取り、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

3 事故の発生が受注者に起因する場合には、受注者の費用をもって回復するものとする。

4 受注者に起因する情報流出事故により生じた第三者への損害の賠償については、受注者がその責めを負うものとする。